

○猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員 団体のための職員の行為の制限の特例 に関する条例

(平成21年4月1日)
条例第31号

改正 平成22年8月20日条例第36号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行い、又は活動することができる。

- (1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (2) 時間外代休時間及び休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）
- (3) 年次有給休暇及び求職の期間

付 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成22年条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。